指定ごみ袋製作納入業務仕様書

1　業務概要

本業務は，大崎地域広域行政事務組合（以下「本組合」という。）の燃やせるごみ及び廃プラスチック排出のための指定ごみ袋の製作から指定保管場所への納入業務を行うものである。

2　業務名称

指定ごみ袋製作納入業務

3　業務期間

契約締結日の翌日から令和１０年３月３１日まで

ただし，当該業務期間のうち，令和９年３月３１日までは，受注者が本業務を行うにあたり準備する期間（以下「準備期間」という。）とする。なお，運送保管業者への納品は，令和９年４月１日から開始する。

4　納品場所

本組合が指定する場所（１か所）とし，本組合及び運送保管業者と納品日及び納品数量等について，事前に協議を行うものとする。

5　契約方法

入札書については，別紙積算内訳書に基づき，総額を記載することとし，契約については，単価契約とする。

6　支払方法

毎月払い

7　品質等検査

初回の納品に先立ち，抽出した指定ごみ袋の引張強度，伸び，引裂強度，衝撃強度，厚みについては，日本産業規格 Z1702-1994，Z1711-1994 及び K7128-2 の基準を準用し，公的検査機関による検査報告書，又はそれに代わる自社測定結果報告書を提出すること。なお，費用は受注者の負担とする。

8　納品期限

納品に関しては４月１日から納品できるものとし，数量に関しては在庫等を考慮し，受注者との協議による。

9　委任又は再委託の禁止

本件製作を第三者に委任し，又は請け負わせてはならない。ただし，あらかじめ本組合の承諾を得た場合はこの限りでない。

再委託を行う場合は，一部再委託承認願，見積書，契約書を提出すること。

提出された書類を本組合が適正と判断できる場合に限り，再委託を認めるものとする。

１０　暴力団等の排除について

(1)　この契約の履行期間中に「大崎地域広域行政事務組合が発注する建設工事等からの暴力団等排除措置要綱」（平成２４年１０月１日施行。以下「排除要綱」という。）の措置要件に該当すると認められたときは，契約を解除することがある。

(2)　本組合から指名停止の措置及び資格制限の措置を受けている者にこの契約の全部又は一部を下請負させ，若しくは受託させてはならない。また，この契約の下請負若しくは受託をさせた者が，排除要綱の措置要件に該当すると認められるときは，当該下請契約等の解除を求めることがある。

(3)　この契約の履行に当たり暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）から不当要求又は妨害を受けたときは，速やかに警察への通報を行い，捜査上必要な協力を行うとともに，本組合へ報告すること。また，この契約の下請負若しくは受託をさせた者が，暴力団員等から不当要求又は妨害を受けたときは，速やかに警察に通報を行うとともに捜査上必要な協力を行い，直接元請負人に報告する措置を行うよう指導すること。なお，暴力団員等から不当要求又は妨害を受け，警察への通報，捜査協力及び本組合への報告が適切に行われた場合で，これにより，履行遅滞等が発生するおそれがあると認められるときは，必要に応じて，工程の調整，工期の延長等の措置を講じる。

１１　その他

この仕様書に定めのない事項については，必要に応じて本組合と受注者とが協議して定める

特　記　仕　様　書

１　燃やせるごみ指定袋の仕様書

⑴材質

HD(高密度ポリエチレン製)

⑵透明度及び色

無色透明で外観から内容物が確認できる透明度を有すること。

⑶寸法

縦　　横　　厚さ

810mm×(400mm/600mm)×0.025mm

(45 ﾘｯﾄﾙ)

⑷印刷・形状及び品質

1)指定袋

別図１「指定袋の印刷指示事項」のとおり。

①形状については，U形袋（ガゼット・ベロ付き）日本産業規格（JIS）Z1711-1994の規定４図１のU形袋（２）の規格を準用したものにすること。

寸法の許容差は，幅の誤差±10㎜，長さの誤差±10㎜とすること。

持ち手及びベロの部に関しての許容差は，幅の誤差±10 ㎜，長さの誤差±10㎜とすること。

（測定方法は，日本産業規格（JIS）Z1711-8.3に準ずる）

②品質については日本産業規格Z1702-1994の規定３（２種Ｂ）以上とすること。

2)包装用外袋

別図２「包装用外袋の印刷指示事項」のとおり。

20枚外袋入れとし，外袋から１枚ごとに無理なく取り出すことができるよう，包装用外袋上部に半月状のミシン目を入れ，取り出し口を設けること。

3)その他

①使用する顔料及びインキは，食品包装材料用印刷インキに関する自主規制（NL規制）に準拠すること。

②その他定めのない部分についてもJIS規格以上とすること。

⑸納品条件

1箱(ケース)：20枚入り 30袋　製造番号等を記載し製造日を特定できるようにすること。段ボールのサイズの目安は，30㎝×47㎝×22㎝とする。

⑹年間納品予定箱数

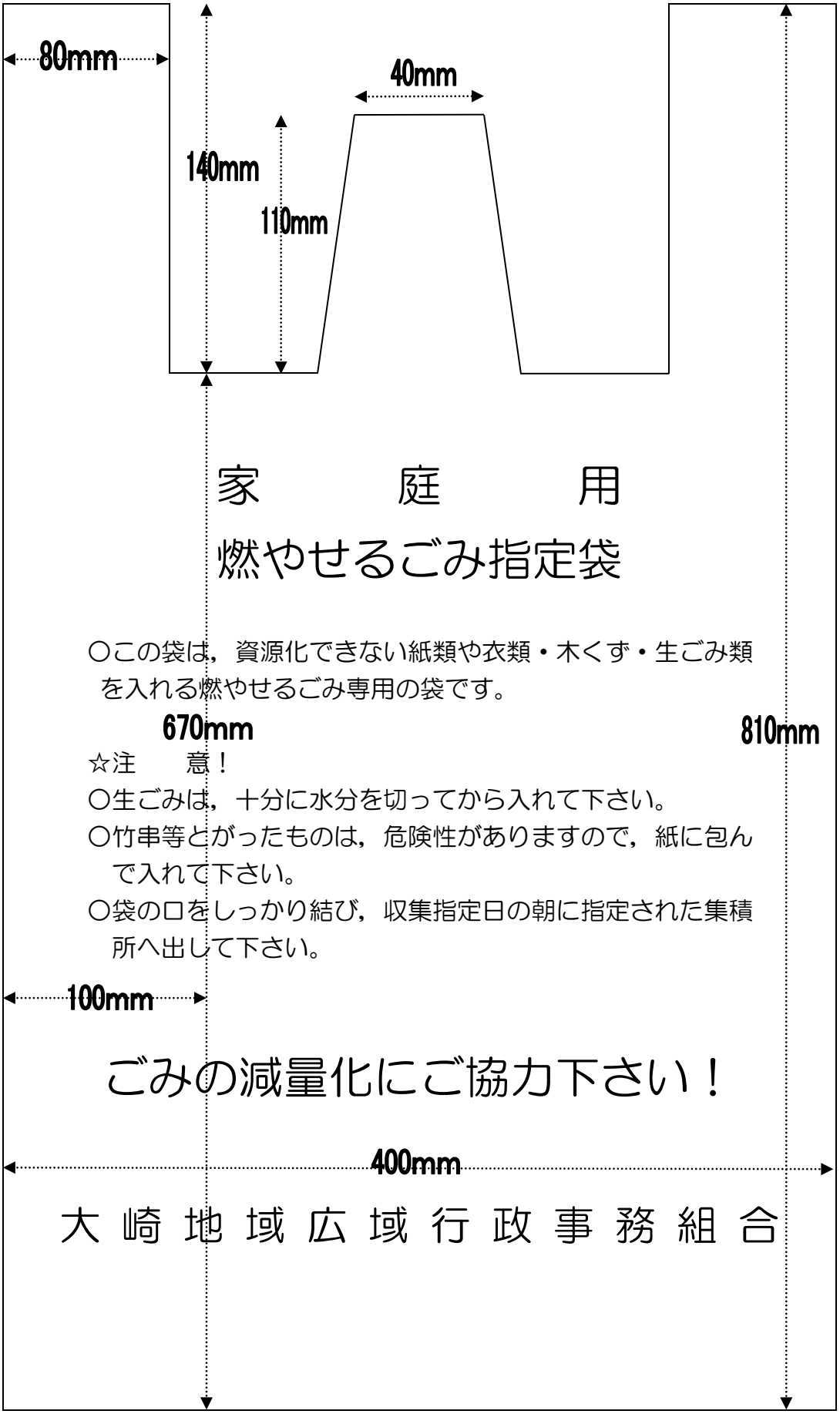
12,442箱（年間）　※数量を保証するものではない。

（4月分1,600箱　うち500箱は4月9日まで納入。ただし在庫状況により変動する。）

※4月分以降の目安として，月に約１，２００箱を２～３回程度に分けて配送すること。（変動することもある。）

※別紙の令和７年度　指定ごみ袋搬入実績を参照すること。

別図１．指定袋の印刷指示事項（燃やせるごみ指定袋）



※指定事項　　印字色　→　黄色　／　字体　→　丸ゴシック体

別図２．包装用外袋の印刷指示事項

取り出し口
ここから１枚ずつ取り出せます。

家　庭　用
燃やせるごみ指定袋

20枚入

取扱上の注意

品質表示法に基づく表示

バーコード

『プラ』マーク
外袋：ＰＰ又は
PE
本袋：ＰＥ

大崎地域広域行政事務組合

※外袋から１枚ごとに，取り出せる状態にすること。
※文字色→紺色

２　燃やせるごみ指定小袋の仕様書

⑴材質

HD(高密度ポリエチレン製)

⑵透明度及び色

無色透明で外観から内容物が確認できる透明度を有すること。

⑶寸法

縦　　横　　厚さ

750mm×(350mm/500mm)×0.025mm

(30 ﾘｯﾄﾙ)

⑷印刷・形状及び品質

1)指定袋

別図３「指定袋の印刷指示事項」のとおり。

①形状については，U形袋（ガゼット・ベロ付き）日本産業規格（JIS）Z1711-1994の規定４図１のU形袋（２）の規格を準用したものにすること。

寸法の許容差は，幅の誤差±10㎜，長さの誤差±10㎜とすること。

持ち手及びベロの部に関しての許容差は，幅の誤差±10 ㎜，長さの誤差±10㎜とすること。

（測定方法は，日本産業規格（JIS）Z1711-8.3に準ずる）

②品質については日本産業規格Z1702-1994の規定３（２種Ｂ）以上とすること。

2)包装用外袋

別図４「包装用外袋の印刷指示事項」のとおり。

20枚外袋入れとし，外袋から１枚ごとに無理なく取り出すことができるよう，包装用外袋上部に半月状のミシン目を入れ，取り出し口を設けること。

3)その他

①使用する顔料及びインキは，食品包装材料用印刷インキに関する自主規制（NL規制）に準拠すること。

②その他定めのない部分についてもJIS規格以上とすること。

⑸納品条件

1箱(ケース)：20枚入り 30袋　製造番号等を記載し製造日を確定できるようにすること。段ボールのサイズの目安は，30㎝×47㎝×22㎝とする。

⑹年間納品予定箱数

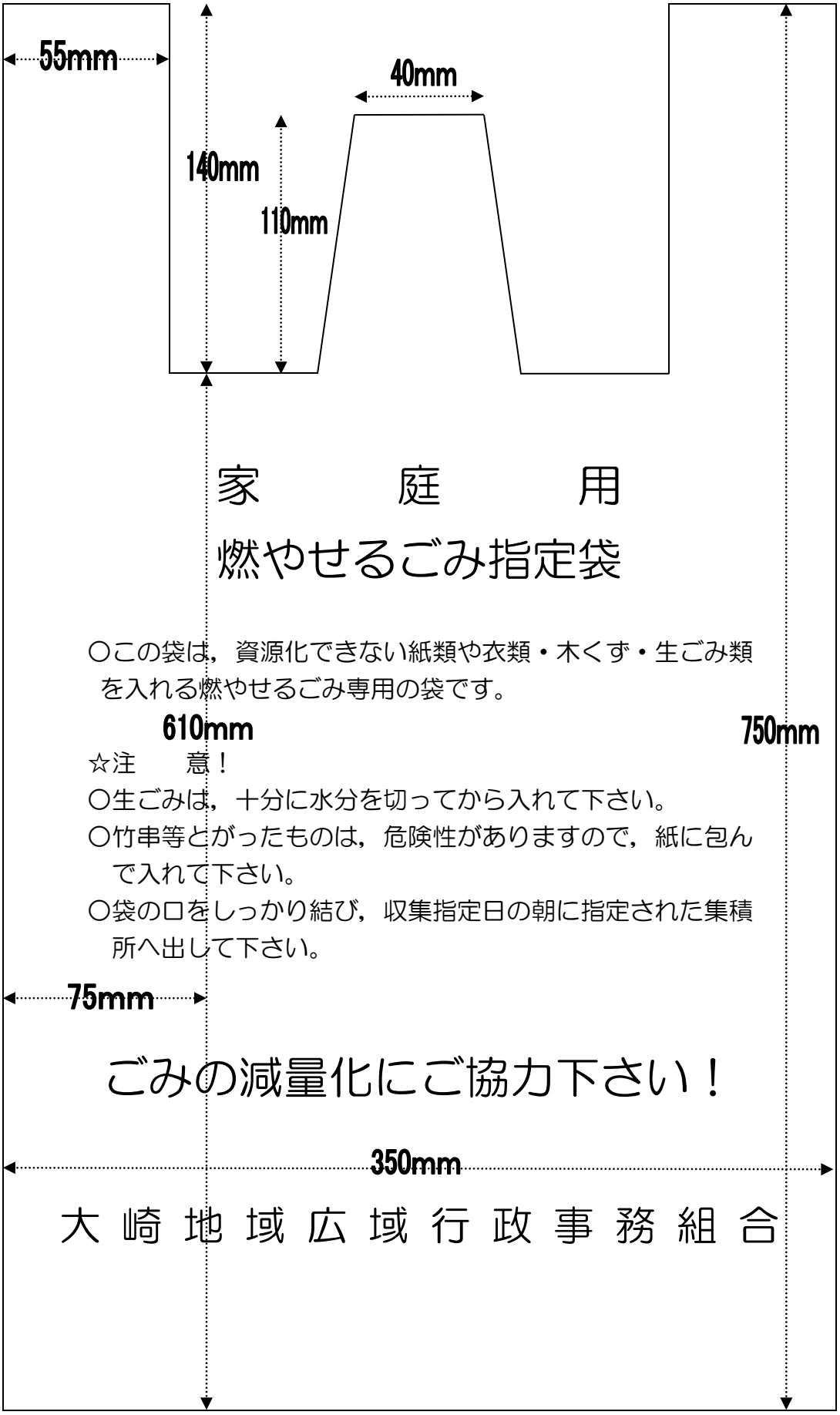
737箱（年間）　※数量を保証するものではない。

（4月分200箱　うち100箱は4月9日まで納入　ただし在庫状況により変動する。）

※4月分以降の目安として，月に約１００箱を１回程度配送すること。（変動することもある。）

※別紙の令和７年度　指定ごみ袋搬入実績を参照すること。

別図３．指定袋の印刷指示事項（燃やせるごみ指定袋）



※指定事項　　印字色　→　オレンジ色　／　字体　→　丸ゴシック体

別図４．包装用外袋の印刷指示事項

取り出し口

ここから１枚ずつ取り出せます。

家　　庭　　用

燃やせるごみ指定袋

（小）

20枚入

取扱上の注意

品質表示法に基づく表示

バーコード

『プラ』マーク

外袋：ＰＰ又は PE

本袋：ＰＥ

大崎地域広域行政事務組合

※外袋から１枚ごとに，取り出せる状態にすること。

※文字色→緑色

３　プラスチック専用袋の仕様書

⑴材質

LLD(低密度ポリエチレン製)

⑵透明度及び色

無色透明で外観から内容物が確認できる透明度を有すること。

⑶寸法

縦　　横　　厚さ

810mm×(400mm/600mm)×0.030mm

(45 ﾘｯﾄﾙ)

⑷印刷・形状及び品質

1)指定袋

別図５「指定袋の印刷指示事項」のとおり。

①形状については，U形袋（ガゼット・ベロ付き）日本産業規格（JIS）Z1711-1994の規定４図１のU形袋（２）の規格を準用したものにすること。

寸法の許容差は，幅の誤差±10㎜，長さの誤差±10㎜とすること。

持ち手及びベロの部に関しての許容差は，幅の誤差±10 ㎜，長さの誤差±10㎜とすること。

（測定方法は，日本産業規格（JIS）Z1711-8.3に準ずる）

②品質については日本産業規格Z1702-1994の規定３（１種Ｂ）以上とすること。

2)包装用外袋

別図６「包装用外袋の印刷指示事項」のとおり。

20枚外袋入れとし，外袋から１枚ごとに無理なく取り出すことができるよう，包装用外袋上部に半月状のミシン目を入れ，取り出し口を設けること。

3)その他

①使用する顔料及びインキは，食品包装材料用印刷インキに関する自主規制（NL規制）に準拠すること。

②その他定めのない部分についてもJIS規格以上とすること。

⑸納品条件

1箱(ケース)：20枚入り30袋　製造番号等を記載し製造日を確定できるようにすること。段ボールのサイズの目安は，30㎝×47㎝×22㎝とする。

⑹年間納品予定箱数

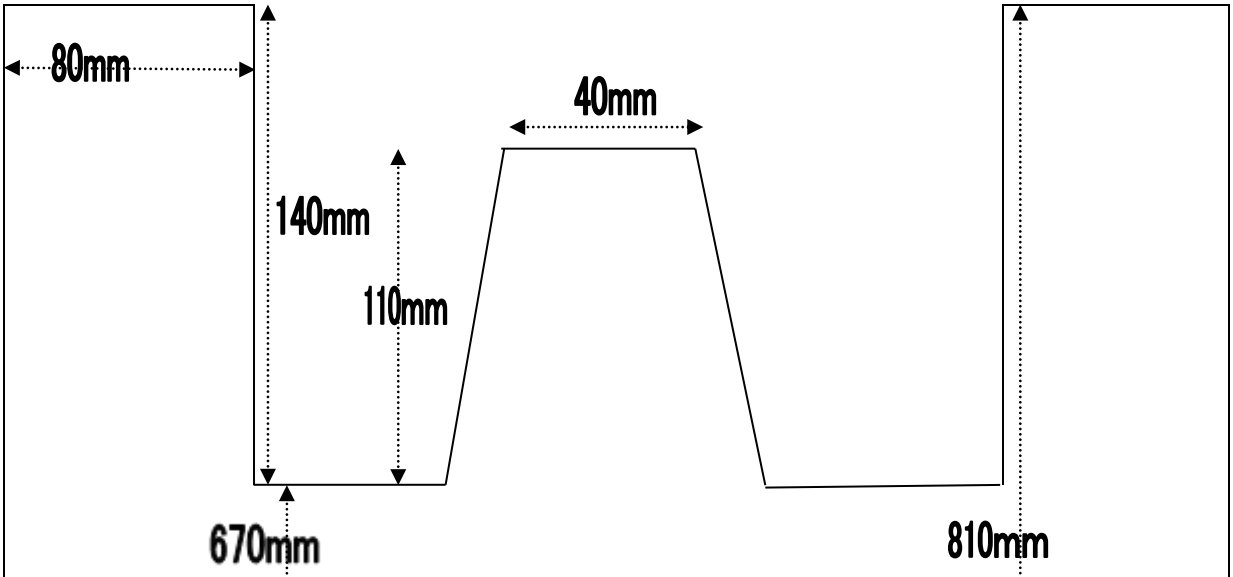
1,074箱（年間）　※数量を保証するものではない。

（4月分200箱　うち100箱は4月9日まで納入　ただし在庫状況により変動する。）

※4月分以降の目安としては，月に約１００箱を１回程度配送すること。（変動することもある。

※別紙の令和７年度　指定ごみ袋搬入実績を参照すること。

別図５．指定袋の印刷指示事項（プラスチック専用袋）



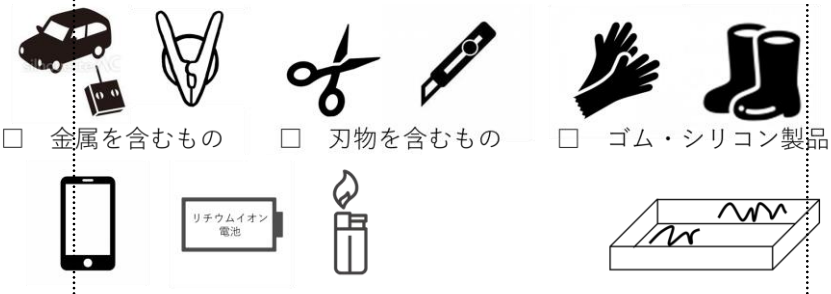
家　庭　用
プラスチック専用袋

○ この袋は、プラスチック製容器包装とプラスチック製品を入れる専用袋です。（ペットボトルを除く。）

注意

○プラスチック素材 100%のものを入れてください。
○大きいもの・長いものは 50cm 未満に切断してください。
○汚れているものは、水洗いをしてから出してください。

以下のものはプラスチック専用袋に入れることが出来ません



□ 金属を含むもの　□ 刃物を含むもの　□ ゴム・シリコン製品

□ 小型家電、発火する危険性があるもの　□ 汚れているもの

【収集業者使用欄】

□ この袋は上記チェックしたものが入っているため収集出来ません。

100mm

大 崎 地 域 広 域 行 政 事 務 組 合

400mm

※指定事項　　印字色　→　赤色　／　字体　→　丸ゴシック体

別図６．包装用外袋の印刷指示事項

取り出し口
ここから１枚ずつ取り出せます。

家　　庭　　用
プ ラ ス チ ッ ク 専 用 袋

20枚入

取扱上の注意

品質表示法に基づく表示

バーコード

『プラ』マーク
外袋：ＰＰ又は
PE
本袋：ＰＥ

大崎地域広域行政事務組合

※外袋から１枚ごとに，取り出せる状態にすること。
※文字色→黒